

令和2年度第1回大磯町文化財専門委員会議 議事録

1. 日 時 令和2年7月31日（金）
開会時間／午前10時 閉会時間／午前12時

2. 場 所 大磯町郷土資料館 研修室

3. 出席者 薄井和男／委員長
田尾誠敏／副委員長
田中徳久／委員
小澤朝江／委員
細井 守／委員

佐川和裕／歴史・文化担当参事
波多野昭雄／生涯学習課課長
北水慶一／生涯学習課副課長
原田睦子／生涯学習課主任主事

4. 傍聴者 なし

5. 職員の紹介

（ 開 会 ）

- ・会議成立の確認
- ・会議公開の確認
- ・傍聴者有無確認
- ・資料の確認

6. 前回会議録の確認

7. 議事

議題（１）令和元年度文化財関連事業実施結果について

事務局から資料の説明を行った。

- ・相模国府祭調査報告書を３月に刊行し、調査事業を終了した。
- ・旧木下家別邸改修事業を実施した。

議題（２）令和２年度文化財関連事業計画について

事務局から資料の説明を行った。

- ・令和２年度文化財専門委員会議は、例年３回のところ、明治記念大磯邸園の関係で４回開催する予定。
- ・文化財調査報告書を２冊刊行予定。高来神社蔵木造神像保存修理概報と相模国府祭調査報告書のダイジェスト版を刊行する予定。

主な質疑応答は以下のとおり

〔新型コロナウイルス対策について〕

（委員）新型コロナウイルス感染拡大防止の為、どんな対策を実施するのか。

（事務局）生涯学習系の講座開催を８月まで中止し、９月から開始する。人数制限をし、手洗い・手指の消毒等の対策を実施する。パソコン講座については、受講者に接近することから、フェイスガードを使用する予定。

〔大磯御船祭山車等修理補助金について〕

（委員）新型コロナウイルス感染拡大防止の為、今年は御船祭が中止となった。補助の内容についてうかがいたい。

（事務局）平成 29、30 年度は北浜の船山車の躯体部分等を修理した。今年度は南浜の裾幕・太鼓を修理する予定。

議題（３）令和２年度文化財関連事業の進捗状況について

事務局から資料の説明を行った。

- ・大磯町指定文化財保存管理奨励交付金については、有形民俗文化財 17 件、無形民俗文化財 7 件の交付決定をした。
- ・利活用奨励交付金は４月５月に公募を行い、申請があった４件について交付決定を行った。
- ・国・県指定文化財保存修理等補助金については、新型コロナウイルス感染拡大防止で、国府祭及び西小磯の七夕行事が中止となり、文化財行事の公開がなされなかった為、令和２年度の補助金を交付しない。左義長については、９月頃の役員会議により方針を決定する予定。
- ・釜口古墳の周囲管理委託については、５月に契約締結した。年３回除草、樹

木1回剪定。第1回目の除草及び樹木剪定は、6月に実施した。

- ・文化財巡回については、概ね2か月に1回実施し、5月と7月に実施した。
- ・埋蔵文化財の照会及び調査については、4月から5月は、新型コロナウイルスの関係で例年より取扱件数が少なく、6月から徐々に増加した。
- ・国府祭の中止について補足説明した。国府祭の神事については、五社及び総社の総代により非公開で実施した。

主な質疑応答は以下のとおり

〔釜口古墳の状況について〕

（委員）釜口古墳について、最近、イノシシの被害は出ているか。

（事務局）平成30年度以降はイノシシ等の被害はでていない。野良猫が石室内に入ることがあった為、全面的に漁網を張り被害対策をしている。

〔文化財巡回について〕

（委員）文化財巡回時の横穴墓の状況について、被害は出ているか。

（事務局）大きな被害は確認されていない。タレコ谷戸については、一部階段が崩落しているが、一般の方が見学するには問題ない。

議題（4）旧大隈重信別邸と旧陸奥宗光別邸跡の指定答申について

〔旧大隈重信邸・旧古河別邸の大磯町有形文化財への指定について〕

事務局から資料の説明を行った。

- ・名称の変更については、委員から敷地を含めた名称にしてはどうかとの助言があり、名称に敷地を付し、建物と一体として、「旧大隈重信邸・旧古河別邸 1棟 附 敷地 2筆」とし、承認をお願いしたい。

委員から説明いただいた。

- ・旧大隈重信邸・旧古河別邸は、明治30年に購入した大隈時代の建物が残っていること、年代ははっきりしないが、大磯に別荘地の草創期の建物が残っている稀有な例であることを理由に、文化財として十分価値がある。大磯の場合、別荘の地割もよく保存されていることも特徴の一つだということで、附（ついたり）敷地 2筆を加えることは適切ではないか。

全会一致で承認された。

〔旧古河別邸（旧陸奥宗光別邸跡）の大磯町有形文化財への指定について〕

事務局から資料の説明を行った。

- ・名称の変更については、現存する主屋の建築年代が陸奥宗光存命時ではなく古河家所有時代である為、委員から旧陸奥宗光別邸跡ではなく旧古河別邸を先にした名称にしてはどうかとの助言があり、「旧古河別邸（陸奥宗光別邸跡）1棟 附 敷地 2筆」とし、承認をお願いしたい。

委員から説明いただいた。

- ・陸奥宗光時代の建物は現存せず、関東大震災による倒壊後、昭和5年に建てられた古河別邸が残っている。建物の指定の為、誰が建てたかを優先し、名称を「旧古河別邸（陸奥宗光別邸跡）1棟 附 敷地 2筆」とするのがふさわしいのではないか。年代・設計者・施工者の情報の確認ができることから、所謂、基準作となりうる点、敷地もよく保存されている点から、文化財としてふさわしいのではないか。

主な質疑応答は以下のとおり

〔答申の表現について〕

（委員）旧古河別邸を先行させる名称の方が相応しいこと。また、海浜別荘地…の表現について。「、」もしくは「相応しい。」としたらどうか。

（事務局）相応しいこと、また、…で対応する。

（委員）指定理由の表現について。関東大震災後による倒壊後、とあるが、関東大震災による倒壊後、に修正する。

満場一致で承認された。

議題（5）その他

- ・次回の文化財専門委員会議は10月上旬を予定している。その前に明治記念大磯邸園の勉強会を実施したい。日程については別途調整を行う。

（ 閉 会 ）